

## 伯耆町学校支援地域本部設置要綱

### (目的)

第1条 保護者、地域住民及び関係諸団体などが協力し、地域全体で学校教育を支援することにより、児童・生徒の健やかな成長を育むことを目的として、学校支援地域本部（以下「地域本部」という。）を設置する。

### (活動内容)

第2条 地域本部は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 学校支援の企画・推進
- (2) 学校支援ボランティア活動の実施
- (3) 地域コーディネーターの配置
- (4) 地域本部の広報活動
- (5) ボランティアバンクの作成
- (6) 前各号に掲げる活動のほか、地域本部が必要と認める活動

### (地域本部の構成)

第3条 地域本部は、地域教育協議会、地域コーディネーター及び学校支援ボランティアにより構成する。

### (地域教育協議会)

第4条 地域本部には、地域教育協議会を設置する。

2 地域教育協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱・任命する。

- (1) 社会教育・学校教育関係者
- (2) P T A関係者
- (3) 各種団体の関係者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 地域教育協議会委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

4 地域教育協議会には座長と副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 地域教育協議会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

6 座長は、会務を総理し、地域教育協議会を代表する。

7 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 地域教育協議会は、地域本部の実施主体として活動する。

### (実行委員会)

第5条 地域教育協議会の中に実行委員会を置く。

2 実行委員会委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

3 実行委員会には委員長と副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 実行委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

5 委員長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 実行委員会は、地域本部の執行機関として活動する。

### (地域コーディネーター)

第6条 地域本部には、地域コーディネーターを配置する。

2 地域コーディネーターは、退職教職員やP T A経験者など、学校と地域の現状を理解している者のうちから、教育長が委嘱する。

3 地域コーディネーターは、活動対象校の支援ニーズを把握のうえ、第7条に定める学校支援ボランティアの登録名簿（ボランティアバンクリスト）から、当該活動に適した者を抽出のうえ、実施に向けた調整を図る。

4 地域コーディネーターは、必要に応じ、ボランティアバンク登録者以外にも、企業や団体、個人に対してボランティア活動を要請するとともに、実施に向けた調整を図る。

(学校支援ボランティア)

第7条 地域教育協議会は、次の活動を行う学校支援ボランティアを募集するとともに、登録者の名簿をボランティアバンクとして整備する。

- (1) 教育活動支援
- (2) 教育環境整備支援
- (3) 登下校中の安全確保支援
- (4) 部活動支援
- (5) 学校行事に係る支援
- (6) その他、学校の支援要請に応じ地域本部が必要と認める活動

2 ボランティアバンクは、学校支援地域本部に設置する。

(個人情報等)

第8条 地域本部の構成員は、活動上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 地域本部の事務局を教育委員会事務局に置き、事業の庶務を行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地域本部の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月22日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 地域教育協議会及び実行委員会の最初の会議は、第4条第5項及び第5条第4項の規定に係わらず、教育長が招集する。